

○高浜市企業再投資促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業等の流出防止、雇用の維持拡大及び経営基盤の強化を図るため、市内で工場等を新設又は増設して製造業等を営む者に対し予算の範囲内において交付する高浜市企業再投資促進補助金（以下「補助金」という。）について、高浜市補助金交付規則（昭和50年高浜市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 製造業等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）に掲げる製造業及びソフトウェア業に分類される産業をいう。

(2) 工場等 次に掲げる分野の事業を行うための製造業等の用に供する施設及び産業分類に掲げる製造業に係る研究又は開発の用に供する施設をいう。

ア 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。）

イ 航空宇宙関連分野

ウ 環境・新エネルギー関連分野

エ 健康長寿関連分野

オ 情報通信関連分野

カ ロボット関連分野

キ 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針が定める集積業種の分野

ク その他市長が認める分野

(3) 新設 次に掲げる事項をいう。

ア 新規立地 新たに土地（既存の工場等の敷地に隣接していない土地をいう。）を取得又は賃借（既に取得又は賃借している土地の初めての利用を含む。）し、工場等を建設すること。

イ 新築 既に事業を行っている敷地内又は新たに取得若しくは賃借した隣接地（既に取得又は賃借している未利用で

ある隣接地を含む。)に新たな工場等を建設すること。

(4) 増設 次に掲げる事項をいう。

ア 増築 自ら所有又は賃借する既存の工場等を増築すること。

イ 設備一新 自ら所有又は賃借する工場等において、事業の用に供する機械及び装置を一新すること。

(5) 新增設 新設又は増設をいう。

(6) 企業 営利目的をもって事業を営む法人(国又は地方公共団体が経営する企業は除く。)をいう。

(7) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。

(8) 中堅企業者 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条に規定する中堅企業者をいう。

(9) みなし大企業 中小企業者又は中堅企業者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している企業

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている企業

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでのいずれかに該当する企業が所有している企業

オ アからウまでのいずれかに該当する企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている企業

(10) 大企業 中小企業者及び中堅企業者のいずれにも該当しない企業をいう。

(11) 企業グループ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)で定められている連結会社、非連結子会社及び関連会社をいう。

(12) 常用雇用者 工場等を主たる勤務地とし、労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定に基づく解雇の予告を必要とする者をいう。

(13) 固定資産取得費用 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産（土地を除く。）の取得に要する費用のうち、次のいずれかを満たす費用の合計額をいう。

ア 工場等の新增設の工事に要する経費のうち専ら生産、研究又は開発の用に供する部分の建設に要する費用

イ 生産、研究又は開発の用に供する償却資産の取得に要する費用

(14) 操業 第7条第2項の規定による申請の内容に基づき、工場等において事業活動を行うことをいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で工場等の新增設をする企業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 20年以上市内に立地している工場等を有する者

イ 10年以上市内に立地している工場等を有する者であつて、次のいずれにも該当するもの

(ア) 市内に立地している工場等の操業開始時点において継続して隣接する市に立地する工場等を有する者

(イ) 市内に立地している工場等の立地期間及び当該市内に立地している工場等の操業開始時点における隣接する市に立地する工場等の立地期間の合計が通算して20年以上となる者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 次のアからウまでに掲げる企業の区分に応じ、当該アからウまでに定める要件のいずれも満たすこと。

ア 中小企業者

(ア) 市内において25人以上の常用雇用者数を第7条第2項の規定による申請の時点から第14条第2項に規定する補助金を交付した年度末までの期間（以下「申請から交付までの期間」という。）にわたり維持すること。

(イ) 当該工場等の新增設に伴う固定資産取得費用が1億円以上であること。

イ 中堅企業者

(ア) 市内において25人以上の常用雇用者数を申請から交付までの期間にわたり維持すること。

(イ) 当該工場等の新增設に伴う固定資産取得費用が1億円以上であること。

ウ 大企業

(ア) 市内において50人以上の常用雇用者数を申請から交付までの期間にわたり維持すること。

(イ) 当該工場等の新增設に伴う固定資産取得費用が25億円以上であること。

(4) 当該工場等の新增設が愛知県新あいち創造産業立地補助金の補助事業に認定されること。

(5) この要綱の施行の日以降に同一の敷地内（新たに取得若しくは賃借した隣接地を含む。）において、企業グループ（自社を含む。）がこの補助金の交付を受けていないこと。

(6) 市税を滞納していないこと。

(7) 市と公害防止に関する協定を締結していて、かつ、その協定を遵守していること。

（重複受給の禁止）

第4条 補助対象者は、同一の工場等の同一の新增設において、高浜市企業誘致等に関する条例（平成19年高浜市条例第16号）第3条に定める奨励措置を重複して受けることができない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、工場等の新增設に伴う固定資産取得費用とする。ただし、消費税相当額を除く。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を上限として市長が定める額とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 第3条第3号アに該当する補助対象者 補助対象経費の10パーセント（みなし大企業にあつては、8パーセント）に

相当する額又は1億円のいずれか低い額

(2) 第3条第3号イに該当する補助対象者 補助対象経費の5パーセント（みなし大企業にあっては、4パーセント）に相当する額又は5,000万円のいずれか低い額

(3) 第3条第3号ウに該当する補助対象者 補助対象経費の4パーセントに相当する額又は5,000万円のいずれか低い額

（認定の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ工場等の新增設について市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、工場等の新增設に係る工事に着手する日の30日前までに補助事業認定申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、補助事業認定申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、認定又は不認定を行い、その旨を当該者に通知するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、前項の認定に条件を付することができる。

（補助事業の変更等）

第8条 認定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第12条に規定する操業継続期間が満了するまでの間に、補助事業認定を受けた工場等の新增設（以下「補助事業」という。）の内容について変更（軽微な事項を除く。）が生じるときは、あらかじめ事業認定変更申請書（様式第2）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに事業認定中止・廃止届出書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業を中止又は廃止するとき。

(2) 第3条各号に規定する要件を満たさなくなるとき。

（操業開始の期日等）

第9条 補助事業者は、認定を受けた日から3年以内に補助事業に係る工場等の操業を開始しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る工場等の操業を開始したときは、速やかに補助事業操業開始届出書（様式第4）を市長に提出

しなければならない。

（認定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- （2） 第3条各号に規定する要件を満たさないと認められるとき。
- （3） 第4条に規定する奨励措置を受けたとき。
- （4） 第7条第4項の規定により認定に付した条件に違反したとき。
- （5） 前条第1項に規定する期日までに補助事業に係る工場等の操業を開始しなかったとき。
- （6） 前各号に定めるもののほか、市長が不適当であると認めるとき。

（地位承継）

第11条 合併、分割、相続その他の理由により、補助事業者の地位を承継した者は、速やかにその事実を証する書面を添えて補助事業認定承継申請書（様式第5）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付すことができる。

（操業継続期間）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る工場等の操業を操業開始の日から5年間継続しなければならない。

（交付の申請及び決定）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第6）を補助事業に係る工場等の操業を開始した日から1年以内に市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、補助金交付申請書兼実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の交付に条件を付すことができる。

(補助金の交付等)

第14条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第7)を市長に提出するものとする。

2 市長は、補助金を2年間又は3年間に分割して交付することができる。

3 前項の規定により補助金を分割して交付する期間内において、補助事業に係る工場等の操業が休止又は廃止されたときは、市長は、以後の補助金の交付を行わないものとする。

(調査等)

第15条 市長は、補助事業者に対し、必要な事項について調査し、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第3条各号に規定する要件を満たさないと認められるとき。

(3) 第12条に規定する期間内に補助事業に係る工場等の操業を休止又は廃止したとき。

(4) 第13条第3項に規定する交付の条件に違反したとき。

(5) 次条の規定に違反したとき。

(6) 法令又は愛知県若しくは市の補助金の交付に係る条例、規則、要綱その他の定めに違反したとき。

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が不適当であると認めるとき。

2 補助事業者は、前項各号のいずれかに該当するときは、市長にその旨を報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

4 前項の場合において、市長は、補助事業者に対して、返還の日までの日数に応じた加算金及び遅延利息を納付させることができ

る。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した不動産又は償却資産を市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から5年を経過した場合は、この限りでない。

(雑則)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高浜市企業再投資促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に認定の申請を行う者について適用し、同日前に認定の申請を行う者については、なお従前の例による。

(認定の申請期間の特例)

- 3 令和7年4月1日から令和7年5月31日までの間に着手する工場等の新增設の工事に係る第7条第2項の規定の適用については、同項中「工場等の新增設に係る工事に着手する日の30日前まで」とあるのは「令和7年4月30日まで」とする。

様式第 1 （第 7 条関係）

補助事業認定申請書

年 月 日

（宛先）高 浜 市 長

法人所在地
法人の名称
代表者職氏名
担当者（職・氏名）
連絡先

高浜市企業再投資促進補助金の補助事業の認定を受けたいので、要綱第 7 条第 2 項の規定により、別紙のとおり申請します。

別 紙

1 会社等の概要

主たる業種（日本標準産業分類）		中分類：	
資 本 金	円	総 従 業 員 数	名
企 業 規 模	①大企業 ・ ② 中堅企業 ・ ③中小企業 (②または③の場合) みなし大企業 (該当 ・ 非該当)		
立地年月日（愛知県）	年 月 日	立地年月日（高浜市）	年 月 日
高浜市内での立地場所(常用雇用者数)		(名)	

2 新設又は増設する工場等の概要

立 地 場 所 (＊)		外 筆	
立 地 形 態		①工 場 ・ ②研 究 所	
投 資 形 態		①新規立地（新たに土地を取得して工場等を新設する場合） ②新 築（既設の工場内及び隣接地を取得して建物を新設する場合） ③増 築（既存の建物に新しい建物を増築する場合） ④設備一新（既存の工場等の設備を一新・新設する場合）	
対 象 分 野 (＊)			
業 種（日本標準産業分類）		中分類： 小分類：	
建 築 概 要 等 (位置図、敷地図、建築図等を添付のこと)		敷地面積	m ²
		建 築 面 積	m ² 延床面積 m ²
土地を除く固定資産取得費用 (明細添付のこと)		合 計	千円
		家 屋	千円 償却資産 千円
操 業 時 常 用 雇 用 者 数		新設又は増設する工場等の常用雇用者数 : 名 (うち高浜市内在住者数 : 名) 高浜市内での常用雇用者数 : 名 (うち高浜市内在住者数 : 名)	
操 業 5 年 後 常 用 雇 用 者 増 加 数		新設又は増設する工場の常用雇用者増加数 : 名 (うち新規雇用 : 名) 高浜市内での常用雇用者増加数 : 名	
予 定	工事に着手する日	年 月 日	工場等竣工年月日 年 月 日
	操 業 開 始 年 月 日	年 月 日	支 払 完 了 年 月 日 年 月 日
交 付 申 請 予 定 年 度			
事 業 概 要 (＊) (補助事業により主に製造又は研究する製品の内容等)			
他 の 補 助 金 の 申 請 ※有の場合は()にその内容を記載		①有 () ・ ②無	
敷地内で過去にこの補助金を受けた企業グループ（自社を含む）の工場等			①有 ・ ②無

(＊)記載事項は審査会で採択された場合に公表します。

(添付書類)

- ①補助事業により主に製造又は研究する製品を説明する資料
- ②今後（５年間）の事業の見通しを説明する資料
- ③法人に係る登記事項証明書、定款、パンフレット
- ④貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれに準ずるもの（直近の２事業年度分）
- ⑤高浜市内の常用雇用者数を証する資料
- ⑥その他市長が必要と認める書類

事業認定変更申請書

年 月 日

（宛先）高 浜 市 長

法人所在地
法人の名称
代表者職氏名
担当者（職・氏名）
連絡先

年 月 日付け 第 号で高浜市企業再投資促進補助金の認定通知を受けた事業について、次のとおり事業計画を変更したいので、要綱第8条第1項の規定により、変更事項を証する書類等と併せて申請します。

記

1 認定番号

2 計画変更の概要

変更前	変更後

3 計画変更の理由

4 補助対象経費の増減

変更前	変更後	差引増減（△）
円	円	円

※総額や経費内訳に変更が生じる場合に記載する。

様式第3（第8条関係）

事業認定中止・廃止届出書

年 月 日

（宛先）高 浜 市 長

法人所在地

法人の名称

代表者職氏名

担当者（職・氏名）

連絡先

年 月 日付け 第 号で高浜市企業再投資促進補助金の認定通知を受けた事業を中止（廃止）したいので、要綱第8条第2項の規定により届け出ます。

記

1 認定番号

2 操業者 申請者に同じ ・ 申請者と異なる
異なる場合の企業名（ ）

3 工場等の名称

4 工場等の所在地

5 届出事由 事業の中止（廃止） ・ 要綱第3条第 号要件の欠格

6 届出事由の発生年月日

様式第4（第9条関係）

補助事業操業開始届出書

年 月 日

（宛先）高 浜 市 長

法人所在地
法人の名称
代表者職氏名
担当者（職・氏名）
連絡先

年 月 日付け 第 号で高浜市企業再投資促進補助金の認定通知を受けた事業について、次のとおり操業を開始したので、要綱第9条第2項の規定により届け出ます。

記

1 認定番号

2 操業者 申請者に同じ ・ 申請者と異なる
異なる場合の企業名（ ）

3 補助対象分野

Aタイプ

4 工場等の名称

5 工場等の所在地

6 操業開始年月日

様式第5（第11条関係）

補助事業認定承継申請書

年 月 日

（宛先）高 浜 市 長

（申請者）

所在地

法人名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で高浜市企業再投資促進補助金の認定通知を受けた事業について、次のとおりその地位を承継したいので、要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

1 認定番号

2 工場等の所在地

3 被承継企業 所在地
法人名
代表者職氏名

4 承継企業 所在地
法人名
代表者職氏名

5 承継の理由

6 承継の年月日

7 承継後の変更事項

（添付書類）

- ①事業の承継後の申請については、事業承継の事実を証する書類
- ②事業の承継前の申請については、承継後の事業計画書

様式第 6（第 1 3 条関係）

補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（宛先）高 浜 市 長

法人所在地

法人の名称

代表者職氏名

担当者（職・氏名）

連絡先

高浜市企業再投資促進補助金の交付を受けたいので、要綱第 1 3 条第 1 項の規定により、別紙の補助事業について、下記のとおり申請します。

記

1 認定番号

2 補助金交付申請額 金 千円

別 紙

1 会社等の概要

主たる業種（日本標準産業分類）		中分類：	
資 本 金	円	総 従 業 員 数	名
立地年月日（愛知県）	年 月 日	立地年月日（高浜市）	年 月 日
高浜市内での立地場所(常用雇用者数)		(名)	

2 新設又は増設する工場等の概要

立 地 場 所	外 筆		
立 地 形 態	①工 場 ・ ②研 究 所		
投 資 形 態	①新規立地（新たに土地を取得して工場等を新設する場合） ②新 築（既設の工場内及び隣接地を取得して建物を新設する場合） ③増 築（既存の建物に新しい建物を増築する場合） ④設備一新（既存の工場等の設備を一新・新設する場合）		
対 象 分 野			
業 種（日本標準産業分類）	中分類： 小分類：		
建 築 概 要 等 (検査済書、建築図面等の写しを添付のこと)	敷地面積	㎡	
	建築面積	㎡	延床面積 ㎡
土地を除く固定資産取得費用 (明細添付のこと)	合 計	千円	
	家 屋	千円	償却資産 千円
操 業 時 常 用 雇 用 者 数	新設又は増設した工場等の常用雇用者数 : 名 （うち高浜市内在住者数 : 名） 高浜市内での常用雇用者数 : 名 （うち高浜市内在住者数 : 名）		
実 績	工事に着手した日	年 月 日	工場等竣工年月日 年 月 日
	操業開始年月日	年 月 日	支払完了年月日 年 月 日
事 業 概 要 (補助事業により主に製造又は研究する製品の内容等)			

(添付書類)

- ①法人に係る登記事項証明書（新設又は増設した工場等の建物登記が完了していること）
- ②高浜市内の常用雇用者数を証する資料（最新のものの）
- ③その他市長が必要と認める書類

補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）高 浜 市 長

法人所在地
請求者 法人の名称
代表者職氏名
連絡先
印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました 年度の高浜市
企業再投資促進補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額等

認 定 番 号	第 号
請 求 金 額	金 円

2 補助金の振込先

金 融 機 関 名	
預 金 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
(フリガナ)	
口 座 名 義 人	